

# 児童通所支援 利用の手引き

## 児童通所支援とは

- ・児童福祉法に基づき、以下のサービスを利用することができます。
- ・サービスの利用には市が交付する受給者証が必要です。

### ■児童発達支援

療育を行う必要があると認められる未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識や技能の付与等を行います。  
また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要と認められる未就学児に対し、児童発達支援と治療を行います。

### ■放課後等デイサービス

学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。  
学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

### ■居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の必要な訓練を行います。

### ■保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の児童、今後利用する予定の児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適用のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

## 相談支援事業所とは

### ■児童支援利用援助

児童通所支援の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

### ■継続児童支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

# 児童通所支援 利用の流れ

## 相談・見学

- ・各サービスの利用については障害者福祉課へお問い合わせください。
- ・あわせて、事業所の見学をしてプログラムや空き状況を確認のうえ、通所する日数を決めてください。

## 受給者証の申請（郵送又は電子申請）

- 申請書 **※電子申請の場合は不要**
- サービス等利用計画案 または セルフプラン
- 療育の必要性が確認できる書類等（以下のうちいずれか一点）
  - ・愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
  - ・医療機関の診断書（確定診断のあるもの）
- ※未就学児については以下でも可**
  - ・児童発達支援センター（みどりのこども館相談部ハビット）での見立て
- 児童通所支援利用のための調査（5領域20項目）
- （該当者のみ）課税証明書
- ※市の公簿で該当年度の所得が確認できない場合**



新規申請フォーム

## ヒアリング

- ・市職員がお子様の状況について聞き取り調査をします。（来庁または電話）

## 支給決定・受給者証の交付

- ・申請内容やヒアリングの内容をもとに給付の可否を決定します。
- ・**全ての必要書類が揃ってから受給者証発行までに3週間程度かかります。**

## 事業所との契約・サービス利用開始

- ・発行された受給者証を持って事業所と契約をしてください。
- ・同日に複数の事業所を利用することはできません。

# 利用者負担

## 利用者負担額

- ・ サービス提供に要した費用の1割

## 月当たりの負担額

- ・ 世帯の所得に応じて下表の負担上限額まで費用負担

区分	世帯の所得などの状況	負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯	市民税所得割額 28万円未満	4,600円
一般2		市民税所得割額 28万円以上	37,200円

※市民税所得割額は支給期間の初月の時期に応じて以下の年度のものを確認します。

①7月～翌年3月の場合：当該年度

②4～6月の場合：前年度

## 無償化・負担軽減制度

### ■幼児教育・保育の無償化

- ・ 満3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの児童発達支援等の利用者負担が無償化となります。

### ■武蔵野市独自の軽減制度（東京都補助）

- ・ 0～2歳までの児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。保護者による特段の手続き等は不要です。
- ・ 年度の途中で満3歳に達する場合でも、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は対象となります。
- ・ 各年度の初日から末日までの間に生まれた児童も対象となります。

# その他

## 事業所間連携加算について

セルフプランで複数事業所を併用する児童について、事業所間で連携を図り対象児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った事業所の報酬が加算されます。

ご利用を希望する場合は通所先の事業所へご相談ください。

## サービス利用開始後の手続きについて

### ■変更手続き

- ・利用開始後、通所日数の変更（放課後等デイサービス以外のサービスを利用している場合）やサービス利用の終了等を希望する場合は、変更申請等が必要になる場合があります。障害者福祉課へご相談後に下記より電子申請してください。

### ■受給者証の再交付を希望する場合

- ・受給者証を汚損、紛失、その他の理由により再交付を希望する場合は、下記より電子申請してください。

### ■支給期間終了に伴い、受給者証を更新する

- ・原則、受給者証の有効期限は1年間です。対象者には、当該サービスの有効期限のおよそ1～2カ月前に、市から有効期限更新に関する書類を送付いたしますので、期限内に手続きしてください。



変更申請フォーム



再交付申請フォーム



## 問合せ先

武蔵野市 障害者福祉課 基幹相談支援センター  
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

TEL：0422-60-1847

受付時間：平日8:30～17:00